

○鏡野町下水道工事競争入札参加業者選定要綱

平成17年3月1日

告示第13号

改正 平成21年7月31日告示第126号

平成29年11月22日告示第51号

(趣旨)

第1条 下水道汚水管理設工事(以下「下水道工事」という。)施行地域の特性に基づく事前調査、工事施行計画等事前準備、施行管理、安全管理等の重要性に鑑み、下水道工事に係る競争入札参加業者(以下「指定業者」という。)の選定については鏡野町工事執行規則(平成21年鏡野町規則第16号)、鏡野町建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成21年鏡野町告示第118号。以下「審査要領」という。)及び鏡野町建設工事等入札指名委員会規程(平成17年鏡野町訓令第40号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(資格要件)

第2条 下水道工事に係る指定業者の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による土木一式工事の許可を受けた者であること。
- (2) 法第3条第1項に規定する営業所を岡山県内に設置していること。
- (3) 法第27条の23の規定による審査を受けていること。
- (4) 審査要領第6条の規定による土木工事の等級格付においてAランク以上に格付されていること。
- (5) 下水道工事に関し、法人として1件1,500万円以上の工事实績を有する年度が2回以上あること。
- (6) 資本金又は自己資本額が3,000万円以上であること。
- (7) 次に掲げる経験を有する技術職員を総数で4人以上置いていること。ただし、そのうち1人以上は、法第26条にいう主任技術者として1件1,500万円以上の下水道工事の現場における工事施工の技術上の管理をつかさどった経験を有する年度が2回以上ある者でなければならない。
 - ア 法第27条に規定する技術検定のうち検定種目を土木施工管理又は建設機械施工とする1級に合格している者
 - イ 法第15条第2号ハの規定に基づきアと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定している者

ウ 日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)第4条に規定する第1種又は第2種技術検定に合格した者

(申請)

第3条 下水道工事に係る指定業者の選定を希望する者は、下水道工事競争入札参加業者選定申請書(別記様式)を、審査要領第5条に定める建設工事入札参加資格審査申請書に添付して町長に申請するものとする。

2 前項の申請後、前条各号に掲げる資格要件に変更があった場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(審査)

第4条 下水道工事に係る指定業者の審査は、審査要領第4条に規定する入札参加資格審査と同時に行う。

(有効期間)

第5条 下水道工事に係る指定業者の資格は、申請のあった年の6月1日から翌々年の5月31日までの間、その効力を有する。

附 則

この告示は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成21年7月31日告示第126号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成29年11月22日告示第51号)

この告示は、平成29年12月1日から施行する。